

令和2年11月 経済委員会
令和2年11月5日（木）
〔委員会の概要 商工労働観光部関係〕

南委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（10時33分）

本日、急きょお集まりいただきましたのは、理事者から、既に可決済みの令和2年度徳島県一般会計補正予算に計上されておりました危機管理調整費の執行について説明いたしたい旨の申出がありましたので、開会いたしました次第であります。

それでは、議事に入ります。

これより、当委員会における商工労働観光部関係の閉会中継続調査事件を議題といたします。

この際、危機管理調整費の執行について、理事者側から説明を受けることにいたします。

【報告事項】

- 「WITH・コロナ『新生活様式』導入応援助成金」に係る危機管理調整費の活用について（資料1）
- 「新型コロナ対応！企業応援給付金」に係る危機管理調整費の執行状況について（資料2）
- 「冬のとくしま応援割」の実施に係る危機管理調整費の活用について（資料3）

黒下商工労働観光部長

商工労働観光部から、危機管理調整費の執行に関連して、3点、御報告を申し上げます。

1点目は、WITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金に係る危機管理調整費の活用についてでございます。

お手元の資料1を御覧ください。

まず、1の申請の状況についてでございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止と社会経済活動引上げの両立に向け、県内の中小・小規模事業者が取り組む業種別ガイドラインに沿った新しい生活様式の実装を助成率10分の10で支援を行う当助成金につきましては、10月30日現在で4,996件、18億3,979万円の申請状況となっており、直近の10月一月で約4億円と、1週間に約1億円のペースで申請いただいております。

資料の中ほどに、業種ごとの件数を金額とともに円グラフで記載しており、飲食業をはじめ小売業、理美容業など多くの事業者の皆様に御利用いただいているところでございます。

2の整備の内容でございますが、業種別ガイドラインに沿った3密を避けるための間仕切りの設置、換気機能を強化する設備や機器の導入、接触回避のための人感センサーや自動水栓設備など、ウイズコロナの下で新しい生活様式に対応しながら事業を継続するため

のトータル的な整備が進められているところでございます。

次に、3の予算額等についてでございます。

本助成金につきましては、さきの6月定例会におきまして、21億円の事業費をお認めいただいているところでございます。

先ほど御説明申し上げましたとおり、県内事業者の皆様の感染拡大防止に向けた取組が進められている状況の下、10月16日から施行しました徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例による意識の高まりとあいまって、11月中旬にも予算額に達する見込みとなっているところでございます。

そのため、4の危機管理調整費の活用として、来る11月定例会で必要な予算額について改めてお諮りしたいと考えておりますが、それまでの間のつなぎ経費として、危機管理調整費4億円を活用させていただくものであります。

国内外で感染の再拡大が懸念される中、県内の中小・小規模事業者における感染防止策の取組支援が非常に重要と考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、2点目は、新型コロナ対応！企業応援給付金に係る危機管理調整費の執行状況についてでございます。

資料2を御覧ください。

まず、1の申請の状況でございます。

事業者の皆様にご座の資金と当面の手元資金を御用意いただき、この難局を乗り越えていただくため、本県が全国に先駆け創設した融資連動型10パーセント、最大100万円の給付金制度の月別の申請状況を表に記載しております。

10月30日現在では、合計で5,012件、37億4,750万円の申請を頂いております。

次に、2の申請の傾向でございますが、当初に申請期限としておりました9月1日に向け、申請が急増していたところではありますが、委員会での御審議を踏まえまして、令和3年1月29日まで申請期限を延長したこともあり、9月以降はやや落ち着きが見られる状況となっております。

資料の下段に業種別の申請状況を円グラフで記載しております。

左の円が9月の実績、中央の円が10月の実績、右の円は10月末までの累計となっておりますが、9月以降は、飲食業、小売業に加え、製造業、卸売業、理美容業等のサービス業など、幅広い業種の皆様のご利用が拡大しているところでございます。

3の危機管理調整費の執行実績でございますが、本給付金については、現在は総額70億円の予算となっておりますが、このうち9月補正までのつなぎ資金として8月21日に臨時の委員会を開催いただき、その中で御報告申し上げましたが、危機管理調整費10億円を上限として活用させていただくことになっております。

こうした中、9月補正をお認めいただいたことによりまして、危機管理調整費の本給付金への充当額が5億2,507万7,000円と確定いたしましたので、御報告申し上げます。

最後に、3点目は、冬のとくしま応援割の実施に係る危機管理調整費の活用についてでございます。

資料3を御覧ください。

本県におきましては、例年、冬のシーズンは観光客が減少する傾向にございます。こうした中、夏のとくしま応援割で得た成果や、現在国で展開されておりますG o T oトラベ

ルの効果を生かし、閑散期である徳島の冬の観光振興にしっかりとつなげるため、冬のとくしま応援割を実施することとさせていただきたいと考えております。その本格実施に向けまして、準備を進めさせていただきたいと考えております。

実施期間につきましては、12月1日から令和3年2月28日までの3か月間とし、お一人1泊5,000円を上限に、2万人泊分の助成を予定しております。

来る11月定例会におきまして、割引原資等の必要な予算につきまして、改めてお諮りしたいと考えておりますが、円滑な事業開始に向け、速やかな対応を図るための準備経費として、危機管理調整費500万円を活用させていただくものでございます。

冬のとくしま応援割の円滑な実施を通じまして、県民の皆様にも冬の徳島の魅力を再発見し存分に楽しんでいただけるよう、しっかりと準備してまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

南委員長

以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑につきましては、ただいま説明がありました事項に関連する質疑にとどめたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

岡本委員

私からは、WITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金について質問したいと思います。

この事業は本当にヒット商品です。皆さんが大変喜んでくれて、私のほうにもいろいろ話があります。間仕切り、自動ドア、空気清浄機など、こんな物を入れるのかと皆さん言いながらも、しっかり対応してくれています。職員の方はすごく忙しいみたいですね。本当に大変だと思っていて、そのことにまず感謝を申し上げたいです。

ちょうど先月8日に経済3団体から、私は徳島県商工会連合会会長という立場でしたが、この事業について知事をお願いに行った経緯がございます。集中的かつ切れ目のない支援をお願いしたいということを知事に言ったら、意を酌んでお答えいただき、今回、4億円というお話がございました。

いいことだと思っているのですが、議会としてしっかり対応するというか、聞いておかなければならない。まず、なぜ4億円分なのかを分かりやすく言ってもらいたいです。

島田商工政策課長

ただいま岡本委員から、WITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金に係るこの度の危機管理調整費4億円の根拠について御質問いただいたところでございます。

4億円の危機管理調整費につきましては、WITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金の11月補正予算成立までの当面の経費として追加させていただくものでございます。

9月中旬に徳島県の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための条例案が公表さ

れて以降、事業者の皆様の新しい生活様式の実装に向けた意識の高まりにより、感染防止対策への取組が加速しておりまして、現在、1週間に250件、約1億円の申請を頂いているところでございます。

これまでに、件数で現在4,996件、金額で約18億円の申請を頂いておりまして、今後も同水準で申請が続くと想定しています。11月補正予算成立までの間に約1,500件の申請を見込んでおりまして、不足する4億円について危機管理調整費を活用させていただきたいと考えております。

岡本委員

要は、11月の補正予算が成立するまでを積算したら、こうなったということですね。受付窓口が商工団体になっていますから、そのあたりも更に十分連携していただきたいと思っています。

確か7月ぐらいには備品の納期がなかなか難しいなどということで、申請期限を8月31日までから12月28日までに延長したのですよね。今は商品が大分あってそんなことはないと思うのだけれど、12月28日までに期限を延長するという中での4億円でしょう。ちゃんと期限に間に合うようにしなければいけないのではないかと。そのあたりはどうなのですか。

島田商工政策課長

岡本委員から、備品の納期や工事期間の現在の状況について御質問いただいたところでございます。

委員からお話のとおり、制度の浸透によって申請が増加する中、6月末から7月にかけて、工務店等への改修依頼の集中や、電器店等で購入する機器が季節的な影響で全国的な品薄状況になったことから、去る7月22日には閉会中にもかかわらず経済委員会を開催いただき、申請期限を令和2年8月31日から12月28日まで延長させていただいたところでございます。

現在、工務店等におきましては、間仕切り、換気扇、自動水栓、人感センサーなども含めて工期的な問題はないということでもあります。また、電器店におきましては、各メーカーとも9月に入り新製品が投入されるなど増産体制が整っており、商品の品薄状況は解消されているとお聞きしております。

また、コールセンターへの問合せについても、6月から7月にかけて工期や納期に関するものが中心でございましたけれども、現在では10月16日に施行された条例に基づく具体的な感染拡大防止対策についての相談へと移行しているところでございます。

岡本委員

今のお話だと、国内の製品が増産できるようになったので大丈夫だということですか。例えば勝浦町もよく似た申請ができることになっていて、市町村も結構動き出しています。12月28日以降は延長しないということだったら、そこはちゃんとスムーズに連携できるようにしてほしいと思うのです。

それから、新商品が発売されています。新商品を対象にということか、対象を拡大したほう

がいいと思うのですが、それはどうなのですか。

島田商工政策課長

岡本委員から、助成対象機種について御質問いただいているところでございます。

例えば空気清浄機につきましては、厚生労働省の推奨しているフィルター式を助成対象としているところでございます。オゾン発生機やイオン発生機など明確な有効性が確認されていない機種につきましては、助成対象外としているところでございますけれども、フィルター式空気清浄機に付加機能として追加されている場合には助成対象とするとともに、エビデンスが確立された製品につきましては、助成対象に加え、順次対象機種を増やしているところでございます。

本制度の助成対象となる事業は、原則、県内事業者の皆様による工事や調達としており、県内景気の押し上げにもなることから、今後とも公的な機関のエビデンスが確立され、新たな有効性が認められた機種については、順次、助成対象としたいと考えているところでございます。

岡本委員

今はオゾン発生機やイオン発生機を対象に入れていないですね。その機種が結構いいらしいのです。この趣旨に合っている物はしっかり対象に入れていただいたほうがいいと思います。

それから、これは私が代表質問で言ったことなのですが、徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例を制定しました。10月16日ぐらいから施行だったと思うのですが、条例ができたから、きちんと対応していない所はまずいよね。そのあたりがこの前とちょっと違います。条例の内容をきちんとやっている所ということに当然なりませぬ。そのあたりを明確に教えてください。

島田商工政策課長

岡本委員から、この度の徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例の施行以降の取組について、御質問いただいているところでございます。

これまでも、助成金の申請の際につきましては、事業者の義務となる業種別の感染拡大予防ガイドラインの実践はもとより、事業者版スマートライフ宣言の掲示、とくしまコロナお知らせシステムの登録などについて呼び掛けてきたところでございます。

条例の制定、施行を踏まえまして、事業者の皆様にとって最も身近な支援機関である商工会や商工会議所など商工団体の皆様の御協力の下、会員の皆様への啓発チラシの配付、主催会議での周知啓発を行っていただいているところでございます。

さらに、11月の申請からは、本助成金の申請に当たって提出いただいている誓約書に、条例で定める事業者の責務である施設の入り口と利用者の見やすい場所への事業者版スマートライフ宣言、又はガイドライン実践店ステッカーの掲示、とくしまコロナお知らせシステムの登録、施設の入り口と利用者の見やすい場所への2次元コードの掲示について、項目として追加させていただいたところでございます。

今後とも、条例制定の趣旨を十分踏まえまして、本助成金により、感染拡大防止と社会

経済活動引上げの両立を強力に支援したいと考えております。

岡本委員

11月申請分から実施するということですね。それはそれでいいというか、当然やらなければいけないと思います。商工3団体で知事をお願いした時には、条例についてしっかりと周知しながらこの事業を行うというお話でしたので、それはそれで有り難いし、感染防止対策をしっかりと進めていただきたいと思います。

条例ができて厳しくはなったのですけれど、経済活動はちゃんとしなければいけない。まずは感染防止がしっかりできている所を優先するという意味ではないのですけれど、条例に基づいてうまく両立できるよう、今日の4億円は今までとはちょっと違う意味があるので、そこを十分踏まえていただいてしっかり頑張ってください。忙しいと思うけれど、倒れないようにしてください。

岡田委員

今、岡本委員から、WITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金の危機管理調整費の4億円の予算のお話が出ていたのですけれど、県民の安心・安全のための感染予防対策が継続できるよう、切れ目なく支援できるような体制づくりをお願いしたいです。

一つ質問なのですけれど、この申請は1事業者1回ですよ。

島田商工政策課長

岡田委員のおっしゃるとおりでございます。

岡田委員

先ほどは新しい機種^の追加などのお話もありました。過去において1事業者としてアクリル板やフィルター式空気清浄機^の分で申請済みだった場合、対象外となっていた機種で再申請することはできるのですか。

島田商工政策課長

ただいま岡田委員から、機種^の対象について御質問いただいております。

現在、エビデンスが確立された製品は順次対象としているところございまして、以前に対象外になった物と今回対象としている物について齟齬^{そご}はないと考えております。空気清浄機については、フィルター式で付加機能を追加している機種のみ順次対象としているところでありまして、また、以前に対象外であった機種を追加申請していただくことは認めないところでございます。

岡田委員

ということは、新しく追加された機種は、事業主さんがかつて買っていたが対象外だと言われた物ではないのですか。最初買った機種が対象外だったのでアクリル板の分だけで申請したという方が、対象となった機種を再度購入するという場合はどうですか。

実はこの事案はものすごく発生してきています。最初にアクリル板を買って助成金をも

らったのだけど、その後、メーカーから、新しい物を発売したので申請してみたらどうですかというような勧誘を受けた事業者さんがいて、制度が変わってくるにつれていろいろ追加品が出てきたという話をされています。

その場合、アクリル板の分が申請済みなので、その後に購入するフィルター式空気清浄機などは対象外になる。1回申請したら、その後の権利はないのですよね。

島田商工政策課長

ただいま岡田委員から、複数回の申請について御質問いただいております。

まずは、多くの事業者の皆様幅広く新しい生活様式を導入いただくために、申請は事業者1回限りと考えております。委員からお話のとおり、以前にアクリル板の分だけ申請していて、新たに空気清浄機を追加したいという方については、アクリル板の分だけが対象と考えております。

岡田委員

先ほども説明がありましたけれど、品物がなかったり、待ってられないということで、今すぐ手に入る感染予防対策の物としてアクリル板などを購入し、店の営業を始めた方がたくさんいらっしゃると思うのです。その時期は暑かったので、窓やドアを開けておくなどの自然換気や、サーキュレーターを回しての換気などができましたが、これからは寒くなってきて開けっ放しの営業が厳しくなってきます。

対象外の機種であったり商品がなくて申請できなかったなどの場合もあることを是非考慮に入れていただきたい。

県民の皆様幅広く申請していただいて営業ができるような支援をするのが第一なので、1回きりの申請の意図は分かるのですが、季節に必要な物、商品の普及もそれぞれ変わってきています。それも含めて再度検討する余地を持っていただきたいと思うのですが、いかがですか。

島田商工政策課長

現状では1事業者1回限りと考えておりますけれども、委員からのお話も踏まえて、内部で十分検討したいと考えております。

岡田委員

是非お願いしたいと思います。

また、ウイルスの感染予防には加湿器がいいとメディアで言われ始めています。湿度が高いとウイルスの拡散する距離が縮まる、飛沫感染の予防ができるなどというような話もありますので、そのあたりも併せて検討をお願いしたいと思います。

もう一つ、今回、冬のとくしま応援割の資料を頂いたのですが、9月定例会で喜多副委員長の代表質問を受け、9月の経済委員会でも質問させていただいたので、非常に有り難いお話と思って聞いていました。

冬のとくしま応援割の仕組みとして12月1日から実施し、準備費用として危機管理調整費を活用されるということですが、まず、この内容についてお話していただけますか。

吉田観光政策課長

岡田委員から、冬のとくしま応援割の準備費用について御質問を頂戴いたしました。

12月1日から冬のとくしま応援割を実施するために、夏に引き続き、適切かつ円滑な事務執行のため、県民の皆様や改めて御登録いただいた宿泊施設からの各種問合せの対応や、利用者からの助成金申請書類の受付審査などの事務における体制整備が必要でございます。こうした準備を進めるための経費の500万円として、危機管理調整費を活用させていただくものでございます。

岡田委員

夏のとくしま応援割の実績について、今回の資料での最終的な数は4万2,552泊であったということですが、9月議会の時には4万1,900泊ということでしたので、人数が増えているのは非常に良いことだと思います。とくしま応援割を活用して県内に旅行や仕事で宿泊いただいたことは非常に良いことだったと個人的には思います。

それで、圏域ごとの宿泊状況、宿泊施設の利用状況はどのようであったのか、お伺いします。圏域ごとの違いや、利用が多かった、10人も泊まってくれなかった施設の現状について、説明をお願いしたいと思います。

吉田観光政策課長

ただいま岡田委員から、夏のとくしま応援割での施設の利用状況について御質問を頂戴いたしました。

まず、圏域ごとに宿泊施設の規模や形態は異なりますが、東部圏域のとくしま応援割利用者数は全体の約65パーセントです。南部圏域が約24パーセント、西部圏域が約11パーセントになっておりまして、宿泊施設の多い東部圏域の利用が一番多いものの、南部や西部でも多くの御利用がありました。

また、参考ではございますけれども、御登録いただいた219の施設の客室数における圏域ごとの占める割合については、東部圏域が約71パーセント、南部圏域が約20パーセント、西部圏域が約9パーセントでございます。おおむね客室数と利用の割合が近い数字となっているところでございます。

続いて、219の登録宿泊施設のうち、利用が多かった施設の宿泊数を順に申し上げますと、最も多かったのが3,602人泊、2番目が2,644人泊、3番目が2,136人泊、4番目が1,341人泊、5番目が1,338人泊でございました。また、利用が10人泊未満であった宿泊施設は20施設ありまして、主にゲストハウスや民宿などの小規模宿泊施設でございました。

岡田委員

東部、南部、西部の全圏域で利用していただいていたということです。1,000人を超えている所は施設自体も大きいと思います。20施設は小規模で利用者が少なかったというようなお話だったので、今回は、登録いただいた全部の施設にできる限り宿泊していただくような取組を考えていただきたいと思います。特に山のほうというか、西部については今年は雪が降る時期が早いかもしれないというようなお話もあります。

12月からの冬のとくしま応援割については、各施設の利用を促進するような取組を細かく進めていただきたいと思いますと思うのですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

吉田観光政策課長

ただいま岡田委員から、宿泊施設の利用促進について御質問を頂戴いたしました。

前回のとくしま応援割につきましては、インバウンドを対象としたゲストハウスや民宿などの小規模な宿泊施設では利用者が少ない所もございました。

冬のとくしま応援割の詳細部分は今後詰めていくこととなっておりますが、例えば県民の皆様の多様な宿泊旅行ニーズにお応えし、とくしま応援割を組み入れた旅行プランを宿泊事業者と連携して造成する県内旅行会社への支援や、各宿泊施設の魅力、特色、写真などの情報につきまして、申出によっては県職員が施設の情報づくりのお手伝いもしながら、全登録施設の情報を分かりやすく取りまとめ、県の観光情報サイトである阿波ナビ等で効果的に情報発信するなどの検討を進めてまいりたいと考えております。

県民の皆様に県内の様々な宿泊施設を御利用いただき、徳島の冬の魅力を楽しんでいただけるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

岡田委員

冬の徳島を満喫できるような取組を是非お願いしたいと思います。

先ほどは、小さな施設については、県職員が手助けしながら情報発信できるような仕組みを考えていくというようなお話がありました。

今はインターネットやSNSなどデジタル化されているのですけれども、私の母親はG o T o 何とかの申請をするときは全て郵便やファックスで手続していました。メール自体が使えないというか、携帯電話もガラケーです。

手書きでも申請できるような受付体制にさせていただいていますが、いろんな地域で頑張られている事業者の方たちはアナログだったりするので、写真を1枚撮って送ることもできなかつたり、自分が良いと思う写真、紹介文はSNSに載せたときに見栄えがしないというところもあると思います。

今回は、登録申請していただいた施設に少なくとも夏よりはたくさん泊まってもらえるような意気込みで是非お願いしたいと思います。SNSや阿波ナビで紹介してくださるということで、今までは写真がなかつたり、旅館名だけしか載っていなかったけれど、皆さんの意気込みであつたり、こういうおもてなしをしますみたいなコメントを付けて載せていただいたら、ここに行ってみようかと思えるかもしれません。きめ細やかなサポートをしていただくことにより、事業を継続して生活し続けていけるような支援になるよう、是非お願いしたいと思います。

ただ、その一方で、不正受給の案件も発生しております。それに対しても対策をとっていただく必要があろうかと思えます。とくしま応援割は性善説で始めている制度であると思うし、まさかこんなことになるのかということで、事件が発生したことは非常に残念に思われます。

今回の冬のとくしま応援割についてはそのようなことがないように対応策をとっていただきたいと思いますけれども、具体的に考えられているのか。またこういうふうにしたいとい

うものがありましたら、説明をお願いします。

吉田観光政策課長

ただいま岡田委員から、不正の再発防止策について御質問を頂戴いたしました。

とくしま応援割は、緊急事態宣言解除後、県民の皆様にはまず県内旅行を楽しんでいただくとともに、宿泊事業者を支援するため、分かりやすく使い便利の良い宿泊助成を速やかに実施すべく制度設計したものでございます。結果、多くの県民の皆様にご利用いただいたところでございます。こうした利点は、冬のとくしま応援割でも生かしつつ、今回のような不正受給事案が発生しないような対策を検討してまいりたいと考えております。

詳細については今後詰めていきますが、今回の事案が同一人物、グループによる複数回、長期の連泊の申請であることを踏まえ、連泊日数や連泊回数に一定の制限を設定することとし、また、適正な執行のための運用面の強化として、報告や調査体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

事業実施に当たっては、宿泊施設に対し、改めて事業の趣旨を周知し注意を喚起することにより適切な対応をお願いすることとし、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

岡田委員

事故がないよう、利用される方に楽しんでいただける対策をお願いしたいと思います。

そして、徳島県は元々冬の観光では非常に課題が多かったので、今回、12月から実施するというのは、冬の観光の在り方を各事業者や県民の皆さんに考えていただける機会になるのではないかと思います。

徳島の食べ物は何でもおいしいです。冬のとくしま応援割が、宿泊とおいしい食事がきっかけとなって、冬の徳島の魅力再発見につながるよう是非広げていただきたい。徳島を満喫できるような仕組みとしていただきたいと思います。

せっかく冬のとくしま応援割を実施していただきますので、観光施設との連携やお土産物屋さんなど地域の皆さんの取組につながるような仕組みづくりも是非お願いしたいと思います。

それと、今回は旅行ニーズに応じたプランも作ってくださるというようなお話もありました。とくしま応援割をきっかけに、今一番厳しいと言われている観光業がずっと継続していけるような取組になることを期待しています。成功するように祈っていますので、是非お願いします。

西沢委員

まず、今回のWITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金です。

予算の執行を急に決めないといけない状況の中で、いろいろ問題点が出てきています。運用が曖昧であったり、業者からは、少しの助成金なのにかなり多くの書類を作らないといけないという声も聞こえるのですけれども、どうなのですか。

そういう問題点がいろいろ出てきて、国が運用を変更したりしています。どんどん変わってきたら業者や利用者は困惑します。このあたりを業者や利用者きちんとスムーズ

に知らせるための対策は何か練られているのですか。

島田商工政策課長

ただいま西沢委員から、WITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金の事務処理について御質問いただいております。

委員からお話のありました円滑な申請につなげる方法として、活用事例、具体的な記載例、FAQを整備して、ホームページ等々で掲載しているところでございます。さらに、県内36か所に設けている受付相談窓口においても、幅広く情報を周知して、速やかな事務処理に努めているところでございます。

内容が変わるといふ部分につきましては、申請件数の増加とともに、一部の申請におきまして、本助成金の目的に沿わない事業規模拡大のための設備投資、自宅や倉庫など事業とは直接関係ない個人財産の改修経費、市場価格と比較して明らかに高額な工事備品の見積りの提出などもありますことから、公金の適正支出、制度の適正な運用により、きちんと整理しなければいけないと考えております。記載方法、FAQをホームページでその都度周知し、受付窓口でも御説明させていただいているところでございます。

西沢委員

業者、利用者も含め非常に混乱している人もいるのではないかと。ホームページに載せるというのだったら、見ていない人もたくさんいます。ホームページを見られない、見ていない、窓口さえどこにあるか分からないというような方もいっぱいいます。要するに、分かりやすい、聞き取りやすい体制が本当にできているのかという感じもするわけです。

だから、相談の窓口がいろいろあるということだけでも、ここだったらぱっと探してくれますよ、このことだったらここに聞いてくださいというように相談窓口の一本化をする。何でも聞いて割り振ってくれるほうが利用者にとってみれば非常に分かりやすいです。まずそこに問い合わせてくださいと。その一つが商工会であるのかもしれないけれど、一度に問合せが来たら目一杯だろうしね。

何かそういう変わってきたことも含めて分かりやすい、聞き取りやすい体制づくりがもっと必要なのではないかと。インターネットに出ていますという話がよくあるのだけれど、私は余りインターネットを使わないから、どこに出ているのですか、どうやって調べるのですかというところから始まったりします。高齢者などは特にそういうところがいっぱいあります。例えば新聞に出すなどであれば、必要な人はちゃんと見るでしょう。ここを見たら分かりますというのではなくて、積極的に見てもらうようなやり方も考えていかないといけないのではないかと気がします。それはお願いしておきます。

それと、運用に当たって業者が作成する書類などはかなり多いのですか。一部の業者からは、少しの助成金なのに書類をかなり多く作らないといけないということも聞いたりするのだけれど、どうなのですか。

島田商工政策課長

重ねてのお答えになってしまうのですが、公金の適正な支出、制度の適正な運用ということでして、書類につきましては申請を開始した6月15日から増えたということは

ございません。当初と同じ申請書類をお願いしているところがございます。

西沢委員

当初が多かったということではないのですか。

島田商工政策課長

例えば税金の滞納をしていないというような書類について準備いただくことはあると思います。そういったことにつきましては、申請窓口である商工団体、行政書士会にもお手伝いをお願いしておりまして、申請手続きがスムーズになるように取り組んでいるところがございます。

西沢委員

そういう声があったのです。少しの助成金なのに作成する書類が多すぎて大変だという話がありました。そんなことがないように、変更や簡素化ができるところはするようにしてください。

達田委員

WITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金について、お尋ねいたします。

整備の内容で、間隔を空ける間仕切り工事、換気機能を強化する設備工事などいろいろ書いてくださっているのですが、この整備の内容ごとにどれぐらい件数があったのかは集計しておられるのでしょうか。

島田商工政策課長

ただいま達田委員から、現在の活用の集計について御質問いただいているところがございます。

現在、事業者の皆様からの申請に対して1日でも早く交付決定を行うため、申請内容の審査や、実績報告の提出を受けての助成金の支払業務に全力を傾注しているところでありまして、申請内容の分析については傾向などの検証を随時行っているところではございませんけれども、現在は全体の取りまとめには至っていないところがございます。

達田委員

事業終了後には資料が作成されるのでしょうか。

島田商工政策課長

分析については当然やるべきだと思っております。事業終了に向け、申請内容の分析については鋭意進めてまいりたいと考えております。

達田委員

それと、工務店や電器屋さんなど地域のお店が活用されているということで、地域でお金がどれだけ回っているのかが問題なのです。仕事がない所にどれだけ仕事 came かが目

安として分かるような資料はあるでしょうか。

島田商工政策課長

ただいま達田委員から、現在の経済活動にどれだけ資しているのかという御質問があったところでございます。

どこの事業者に対してどのようなお金が流れているかについては、現在は分析ができていないところでございます。

達田委員

そうしましたら、先ほど申しました整備の内容や、工務店や電器屋さんなど地域のお店にどれだけお仕事が来たかが分かるようなものを事業終了後にまとめていただきたいと思えます。今はお忙しいのでそんなところまでするのはなかなか大変だと思います。それはよろしいでしょうか。

島田商工政策課長

ただいま達田委員から、本事業の検証について御質問いただいたところでございます。

重ねてになりますけれども、現在のところは申請内容の審査、事業実績の提出に向けての助成金の支払業務に全力を傾注しているところでございます。申請内容の分析については今後取りまとめていきたいと考えているところでございます。

達田委員

たくさんのお金を使ってこの事業をされています。お店や事業者も非常に助かったという良い事業ですので、これによって地域がどれだけ潤ったかということも分かるような資料を後で作っていただけたらと思えます。よろしく願いいたします。

それと、飲食業、小売業、理美容業、宿泊業などは外からお客さんに来てもらわないと成り立っていかないお仕事なのです。このWITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金の事業によって、感染予防対策をして、来ていただいても安心だということで、お客さんがどんどん戻ってくるという状況になっているかどうか問題だと思うのです。

今まで足止めされている人がたくさんいるのです。おばあちゃん、おじいちゃんには行ってはいけないと言われていて、食べにも行けないなどのつらい目に遭っているのです。

ですから、本当に安心して外に行くことができる状況を作らないといけないと思うのですけれども、そういうのが分かるような資料はあるのでしょうか。

島田商工政策課長

ただいま達田委員から、現在のお店の客足について御質問いただいているところでございます。

現在の状況でございますが、本助成金は原則、県内企業からの調達、工事を前提としているところであり、そういった面では地域経済活動に貢献していると考えております。また、地域経済の効果創出を目指して、ホームページ等々で制度を御利用いただくよう、より分かりやすく活用事例も紹介しております。

今回の国のGoToキャンペーン事業につきましても、こうした感染症対策が前提となりまして、商工団体を通じて登録事業者の周知を行っているところでございますけれども、本県の助成金制度によってスムーズな登録ができていると感じているところでございます。

達田委員

今、子供たちも修学旅行等に行けないというようなことで遠足程度なのです。それで、安心して行くことができることが目に見えて分かるような状況にしていくことが大事ではないかと思うのです。全国を見てみますと、商工会や宿泊業の組合などが頑張っていて、うちはこの対策をしているので安心です、来てくださいということで、修学旅行生を呼び込んでいるというような話も聞きます。

ですから、この事業をやった以上、こういうふうに立派な感染予防対策ができているということを皆さんに知っていただきたい。そして、前にも言いましたように、県外からどんどん来るのはどうも賛成できませんが、県内の人たちが安心して泊まりに行くことができる、食べに行くことができる状態にしていくのはとても大事なことだと思うのです。

まず、県内の人にとんどん足を運んでもらうようにする。不安だという気持ちではなかなか行けません。県の事業によってこのように立派になりましたというのを皆さんにPRするように是非お願いしたいと思います。これはお客さんに来てもらいたいという商売の方には大事なことだと思います。是非そのPRをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

島田商工政策課長

ただいま達田委員から、本県の取組について積極的なPRをしてはどうかという御質問を頂いたところでございます。

現在、本助成金を活用して、ウイズコロナ時代の適切な感染拡大防止策を進めていただくために、ホームページには具体的な活用例として、席と席の空間を広げるための座席レイアウトの変更、店舗の換気能力を向上させる換気設備の導入、接触回避のための自動水洗や自動開閉式便座の整備、透明アクリル板やパーティションの設置などについて紹介しているところでございます。

今後とも、きめ細かく更新するなどホームページ等の充実を図りまして、県内事業者の皆様が具体的なイメージをつかんで円滑に新しい生活様式の導入に取り組めるよう努めるとともに、県民の皆様や県外から来られる方々に、感染拡大防止策の整った安全で安心な徳島を積極的にPRをして、感染拡大防止と社会経済活動の引上げの両立を図ってまいりたいと考えております。

達田委員

地元の業者さんにとっても仕事があるし、お客さんにも安心して来てもらえるようになる。そして、県内にはこんない所がたくさんある、食べ物おいしい所がいっぱいあるということで、お客さんが足を運ぶような状況をPRしていただきますよう、お願いしておきたいと思います。

それと、冬のとくしま応援割なのですけれども、先ほどもたくさん御質問がございましたが、これは夏のとくしま応援割を利用した方がまた行く場合や、冬のとくしま応援割を使って1回行ったのだけれどもまた行くということはできるのでしょうか。

吉田観光政策課長

ただいま達田委員から、冬のとくしま応援割を複数回利用できるのかとの御質問を頂戴いたしました。

不正防止のために連泊数や連泊回数について制限を掛けたいと考えておりますが、1泊等につきましては制限を掛ける予定はございません。

達田委員

先ほどもお話がありましたけれども、インターネットではぱっと申請できる方もいれば、手書きでゆっくりと申請する方もいるということなのです。それで、申請しても、もう人数が一杯になったので申込みができなかった、当たらなかったということはないのでしょうか。申請した人はみんな利用できるのでしょうか。

吉田観光政策課長

ただいま達田委員から、申請者全てが対象になるのかとの御質問を頂戴いたしました。

冬のとくしま応援割につきましては、2万人泊を予定しているところでございます。冬のとくしま応援割の割引原資についても、今後、11月定例会でお願いしていくところでございますけれども、夏のとくしま応援割と同様、皆様に御利用いただけるように検討してまいりたいと考えているところでございます。

達田委員

夏のとくしま応援割につきましては、徳島のいろんないい所を発見したということで、いい御意見をたくさんお聞きいたしました。

それで、先ほどのWITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金と一緒にのですけれども、冬のとくしま応援割をする以上は、徳島にこんないい所があるんだ、行ってよかったというような、徳島をPRする機会にさせていただけたらと思うのです。

冬のとくしま応援割を使った方に良かったというようなお便りや写真を投稿してもらった場を作っていただきたい。こんないい所があるのだったら行ってみようかと、県内のいろんな方に思えるようなものを県としても頑張って作っていただけたらと思うのですけれども、いかがでしょうか。

吉田観光政策課長

ただいま達田委員から、冬のとくしま応援割を利用して県民の皆様が情報発信できるような仕組みを作ったらどうかとの御質問を頂戴いたしました。

県におきましては、県の観光情報サイトである阿波ナビやSNSにおいて、県民の皆様や徳島県内の観光地を訪れた方々から情報発信していただくことができます。

今後とも、徳島の魅力を情報発信していただけるよう取り組んでまいりたいと考えてお

ります。

達田委員

是非よろしく申し上げます。

とくしま応援割フォトコンテストなどをしてもいいと思うのです。行った方が良かったと言っておられるのですから。写真もたくさん撮っておられますので、とっておきの1枚を出してもらって、徳島を知っていただくような取組もしていただけたらと思います。

WITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金、とくしま応援割は頑張って実施されている良い制度だと思いますので、後々のきちんとしたまとめをお願いしたいということで終わります。

北島委員

岡田委員からお話がありましたとくしま応援割について、これは質問というか、提案をさせていただきたいと思っております。

先ほど岡田委員から、利用者の傾向についてお話がありました。一番多い所で3,600泊、少ない所では10泊以下が20施設ということで、とくしま応援割の効果という形で捉えられておりますけれども、その前と後を比べるのが効果の検証であると思うのです。今はどちらかと言えば、とくしま応援割を実施しました、今の状況はこれですという後のことばかりで比較をしている状況です。

全国の飲食店のチェーン店は人がどんどん来やすいしキャパシティもあって、売上げがどんどん上がる。地方の食堂は当然キャパシティも少ないですし数は上がらない。ここを比べても意味がないというか、やればやるほど広がっていくと思うのです。

ですので、大変お忙しいとは思っておりますけれども、できればこのとくしま応援割を始める前の各施設の宿泊数の傾向、シーズンにもよりますけれども、それをまず把握していただきたい。

とくしま応援割を始めてどういうふうに売上げが上がったのかは、終わった後に全体でというのではなく、施設ごとの比較をするのが本当の効果検証ではないかと思います。作業は大変だと思うのですが、終わった後のデータに注目していればいつまでたってもいいと絶対言われませんので、最終的には、前と後、同じ施設で効果を比べるようにしていくのがいいと思います。

利用目的も違うと思うのです。例えば、阿南市で聞きましたけれども、1年間に何百人という方が発電所のメンテナンスで県外から来て宿泊施設を利用していたが、今はない状況です。このとくしま応援割がそこに当てはまるかという、そうではないのです。

それぞれいろんな背景があると思います。そういったところを加味して、広げれば広げるほど難しい話になりますけれども、まずはとくしま応援割が始まる前と効果の出た数字を比べることに着眼点をおいて効果検証していただけたらという私の提案でございます。答弁があればよろしく申し上げます。

粟田商工労働観光部次長

ただいま委員から、とくしま応援割の効果検証について御質問、御要望を頂いたところ

でございます。

まず、夏のとくしま応援割につきましては、これまでに実績も述べてまいりましたが、4万人を超える多くの方々に御利用いただきました。宿泊施設からの聞き取りもさせていただいたのですが、県民の方々によく御利用いただいた、新たな客層の方々に来ていただいたということで、好評であったと感じているところでございます。

しかしながら、これにつきましては、今年は新型コロナウイルス感染症の影響でお客様が激減したという状況からの感想でして、いつもの年と違う状況の中での感想ということも認識しているところでございます。

今回の冬のとくしま応援割の実施に際しましては、宿泊施設を再登録することにしております。登録いただく際に、今回の夏のとくしま応援割の状況はどうであったか、実施前はどうかであったのか、そして冬のとくしま応援割を通じてどういうふうにお客様を誘引してくるのか、どういうふうな形にすれば効果的な取組になるのか、そのあたりをしっかりと宿泊施設の方々にもお話を聞いて一緒に考えながら実施してまいりたい。

そして、その結果、どのような波及効果が出たかについて、しっかりと分析してまいりたいと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

北島委員

個々の宿泊施設の利益の大きさといえますか、良かったという大きさが違います。大きい小さいは関係なく、良かったと認めていただけるように、今後でも取り組んでいただけたらと思います。

南委員長

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま、扶川議員から発言の申出がありました。この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、扶川議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり1日につき答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしくお願いいたします。

扶川議員

まず、WITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金ですけれども、当初の5,000件の設定はどういう根拠だったのかということをお尋ねしたいです。

今回予算が足りなくなって、1,500件ぐらい増えるだろうということなのですから、まだまだ需要はあると思うのです。それから意見として、これから更に期間を延長してでもこの対策を徹底してやっていくべきだと思うのです。

そのあたりどういう根拠であったのか、今後の考え方はどうなのか、教えてください。

島田商工政策課長

扶川議員から、WITH・コロナ「新生活様式」導入応援助成金における5,000件の根

拠、今後の期間延長について御質問いただいているところでございます。

この5,000件の根拠につきましては、100万円、50万円、20万円のコースでスタートさせていただいたところがございます。平均して40万円程度の申請があると見込んでおります。事業所を3万5,000件と想定しており、そのうちある一定の割合で申請が来るであろうと考えて5,000件に設定し、21億円という予算規模でスタートさせていただいたところがございます。

加えまして、延長についてどう考えているのかということにつきましては、重ねての答弁になってしまいますけれども、申請期限を令和2年8月31日から12月28日までへと延長、助成対象期間についても令和3年の1月29日までに支出を完了したものへと拡充させていただき、事業者のニーズを踏まえた対応を図ってきたところでございます。

また、条例制定の意識の高まりや国のGoToキャンペーン関連事業におきまして、宿泊施設や飲食店の感染防止対策への取組が進んでおり、本日、危機管理調整費の活用についても御説明させていただいたところであります。

まずはこの助成金を活用して、ウイズコロナ時代の適切な感染予防対策を早期に進めていただきたいと考えているところでございます。

扶川議員

3万5,000件の事業所を想定していたとのことですが、意識が高まれば当然希望者は増えますよね。いいことだと思うのです。11月議会でもまた議論されるのでしょうか、非常に役に立つ事業だと思いますので、期間延長に努めていただきたい。

私自身も飲み屋さんに時々行きますが、まだまだ対策をとれていない所があります。先ほども議論がありましたが、対策がとれていないから補助しないというのではなく、補助するから対策をとりなさいという制度であって、それによって感染予防を進めていくのが目的だろうと思うのです。

期間延長をしていただきたい。重ねてお願いしておきたいと思います。する、しないまでは答えられないかもしれませんが、もう1回、端的にお答えいただけませんか。

島田商工政策課長

重ねてにはなりますけれども、扶川議員から延長についてどう考えているのかという御質問を頂いたところでございます。

報告させていただいたとおり、現在の申請状況は好調となっております。危機管理調整費の活用も御説明させていただいたところではございますけれども、まずはこの助成金を活用して、ウイズコロナ時代の適切な感染予防対策を早期に進めていただきたいと考えているところでございます。

扶川議員

分かりました。今は明確に言えないということなのでしょうけれど、よろしく申し上げます。

それから、先ほども議論がありましたが、プラズマイオンなどの空気清浄機も対象にすればいいのではないかという話は当初から業者の間から挙がっていました。エビデンスに

基づいて有効であれば拡大していくのが当然だろうと思うのです。例えば北海道などは寒さによって閉め切ってしまうから、感染が再拡大している。今は換気機能があるエアコンは認めないという対応をしていますけれど、部分的に対象にすればいいと私は思います。

それから、徳島大学も紫外線照射でウイルスを殺す実験をしまして、効果が確かめられています。こういう最新の実験をどんどん取り入れて、早急に補助対象を拡大すべきだと思いますので、意見として申し上げておきます。

それから、とくしま応援割について伺います。

不正防止についてですが、書類にうそが書かれていたのですよね。宿泊回数、連泊などを制限することが今後検討されるようですが、それだけでは完全に不正を防ぐことはできないと思います。それだと依然として善意に依拠する制度だと思うのです。

これまでの制度では、宿泊者から免許証等身分証を提示してもらい、県内在住であることを確認することになっておりますけれども、免許証のコピーをする、頂くことまではしておりません。それから宿泊証明書など出されている書類には氏名と年齢しか書かれていません。住所も電話番号もない。これでは本当に本人が宿泊したのか、なかなか検証するのは手間が掛かります。

例えば、演劇などの現場などに行きますと、主催者が参加者の住所、氏名、電話番号まで記録して、万一クラスターが発生するようなことがあれば全員に連絡がすぐ取れるようにしています。

宿帳もあるので、きちんと免許証と照合して間違いはないかということに記載させて、電話番号、連絡先もきちんと確認しておく。同時に、場合によれば実際に抜き打ち検査を幾つかやってもいいと思います。そういうことを表明しておいて抑止力とするべきではないかと思うのです。

そのあたり、不正防止の対策にもう少し力を入れたらどうかと思うのですが、いかがですか。

吉田観光政策課長

ただいま扶川議員から、不正防止策について御質問を頂戴いたしました。

重ねての答弁となりますけれども、不正防止対策につきましては今後詳細を詰めていく予定としております。

今回の事案につきましては、同一人物やグループによる複数回、長期の連泊の申請であることを踏まえ、連泊日数や連泊回数について一定の制限を加えてまいります。また、適正な執行のために運用面の強化として、広報や調査体制の整備も図ってまいります。

今後とも、不正防止のためしっかりと取り組むとともに、事業の実施に当たりましては、宿泊施設に対して改めて事業の趣旨を周知し、注意喚起をすることにより、適切な対応をお願いしてまいりたいと考えております。

扶川議員

検査体制が弱いから、それを補うための提案をさせていただいているのです。抜き打ち検査だったら大して手間は掛かりません。そういうことをやるのだということ表明しておくだけでも、大きな抑止力になるのです。それを是非検討していただきたいということ

をお願いしておきたいと思います。

それから、とくしま応援割利用の格差の問題。これも先ほど岡田委員さんから議論がありました。私も前からずっと気になっていて、数字も尋ねてまいりました。一桁台やゼロの施設もあって、ゲストハウスや民泊などが苦戦しているという説明も頂きました。

北島委員のおっしゃるとおりだと私も思います。個々の施設に着目して、前後でどう変化したかというのを見ていく必要がある。県としてしっかり相談に乗っていくということも非常に大事だと私も思います。

それに加えて、例えばホテルの宿泊代が5,000円未満であれば、冬のとくしま応援割を使うと消費税分だけ払えば泊まれるわけですね。これは非常に魅力的ではないかと思うのです。実際そのように活用されているのではないかとも思うのです。このあたりをうんと広報する。ただで泊まれるというような露骨な言い方はどうかと思いますけれど、そういう広報もあっていいのではないかと私は思います。

宿泊費の半分を上限2万円でクーポン券と併せて補助してくれるG o T oキャンペーンと違って、非常に宿代の安い施設にも恩恵が及ぶはずだと思います。この広報を是非強めていただきたい。

それから、大きいホテルなどは、G o T oトラベルの宿泊とクーポンに加えて、ホテル独自の食事券などを発行するような場合もあるようですが、力があるからできるのです。

とくしま応援割は比較的小さな宿泊施設も恩恵が受けられるわけですが、5,000円の中に食費は含まれるが、ほかにクーポンはないですね。以前に実施した徳島で得するケンには1万円以上の宿泊プランのみが対象になっていて、小さい業者は恩恵の対象にはなりませんでした。

今後は、例えば小さな施設であっても県のクーポンが使える、街中のホテルに泊まって街中に飲みに行けるみたいなクーポン券があってもいいのではないかと思います。この提案をしたいと思います。

恩恵が小さな零細の施設にも広く及ぶようにしていただきたい。その点について今後しっかり検討していただきたいのですが、いかがですか。

吉田観光政策課長

ただいま扶川議員から、小規模施設等の利用促進について御質問を頂戴いたしました。

冬のとくしま応援割については、今後、制度の詳細を詰めていくところではございますが、先ほど申し上げましたとおり、小規模施設の利用促進につきましては、県民の皆様の多様な宿泊や旅行ニーズにお応えして、とくしま応援割に組み入れた旅行プランを宿泊事業者と連携して造成する県内旅行会社への支援や、各宿泊施設の魅力や特色、施設などの情報につきまして、申出によっては県職員が施設の情報づくりのお手伝いもしながら全登録施設の情報を分かりやすく取りまとめ、県の観光情報サイトの阿波ナビなどで効果的に情報発信するなど検討を進めてまいるところでございます。

今後も、県民の皆様が県内の様々な宿泊施設を利用して徳島の冬の魅力を楽しんでいただけるよう準備を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

扶川議員

要は、体力のない所は潰れてもよいということにはならないのですよね。いろんな工夫をする知恵を貸してあげるのは、ただですから、どんどんしてあげたらいいですけど、金銭的な支援もあっていいと思うのです。

自前で魅力のある料理などを用意することによって、どんどん客を呼び込んでいる小さな施設もあります。でも、そういう所だけが生き残って、ノウハウのない所は潰れてよいということにはならないのです。例えばそういう宿に泊まっても、食事のおいしい店が近くにあって、食事のクーポンが使えるような仕組みがあってもいいのではないかと思うのです。そういう所だったら私も行きたいと思います。

2万円も4万円も掛かるような所には行かないという層の人も恩恵にあずかれるような対象が広い制度にしていきたい。その点は要望しておきたいと思います。よろしくお願いします。答弁を頂いたら終わります。

栗田商工労働観光部次長

ただいま扶川議員から、冬のとくしま応援割をもっとPRするように、そして小規模宿泊施設にも波及効果が及ぶようにというような御意見を頂いたところでございます。

先ほど、吉田課長からも答弁させていただきましたが、今後、冬のとくしま応援割につきましては、旅行会社を通じた魅力ある旅行プランの造成に対する支援や、小規模宿泊施設を含め県内の宿泊施設の方々のいろんな状況も確認させていただいた上で、効果的な情報発信に努めていくということに取り組んでいきたいと思っております。

とくしま応援割につきましては、分かりやすく使いやすくを旨といたしまして、まずは夏のとくしま応援割を実施させていただきました。

その利点は冬のとくしま応援割でも生かしつつ、更に小規模事業者にも波及効果が及ぶように、私どもも不断の見直しを行ってまいりまして、より効果的な応援割となるよう努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

南委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、商工労働観光部関係の調査を終わります。

これをもって、経済委員会を閉会いたします。（12時01分）